

「八王子市教育委員会いじめの防止等に関する基本的な方針（改定案）」への
意見募集の実施結果について

「八王子市教育委員会いじめの防止等に関する基本的な方針（改定案）」について、市民の皆様からいただいた御意見の状況を報告いたします。

1 パブリックコメントの概要

(1) 実施期間

令和3年（2021年）12月21日（火）から令和4年（2022年）1月21日（金）まで

(2) 提出できる方

市内在住・在勤・在学の方、または市内に事務所・事業所を有する個人及び法人、その他の団体

(3) 周知方法

広報はちおうじ（令和3年12月15日号）、市ホームページ

(4) 閲覧場所

市役所（教育指導課、市政資料室）、各事務所、各市民センター、各図書館、市ホームページ

(5) 提出方法

郵送、Eメール、ファックス、窓口持参

2 意見の提出状況

・提出者数 10名 ・意見数 21件

3 意見の概要

No.	意見の概要	市の考え方
1	子どもを幸せに育てるには、子どもを尊重した子育てと教育が必要であり、子どもを幸せに育てることがいじめ防止になる。	いじめは人権侵害であり絶対に許されない行為であるという認識に立ち、地域の宝である子どもの尊厳を守るという「いじめを許さないまち八王子条例」の理念に基づいて、今後も子どもが尊重される教育を進めてまいります。
2	教職員の働き方改革を推進し、職務に余裕を持つことでいじめの早期発見に教職員がもっと注力することができれば「重大事態」の発生を防止することができ、日頃の教室での業務に傾注することができるようになる と期待する。 重大事態は、教育現場から広がって家庭や地域に広がる課題であり、学校を超えて専門家が対応すべき事案と考える。そのため、市	教員が本来の職務である子どもと直接向き合う時間を確保することが、いじめ防止等に必要であるという認識の下、教育課程の見直し、カリキュラム・マネジメントを推進しています。 いじめへの対応においては、学校だけでなく、地域や保護者、専門的知識を有する関係機関等が連携して対応することが重要であると認識しています。基本的な方針の中でも、「八王

	<p>役所にその対応を専門に行う部署を設けて、その常駐の専門官が直接学校や家庭などに赴き、専門的知識を活用し、家庭子どもセンター、主任児童委員、地域の民生・児童委員さらに町会役員などで、地域ぐるみで問題に対処するとしてはどうか。</p>	<p>子市子どもの安全安心連絡協議会」を設置することを示し、学校と地域、関係機関の連携を推進しています。今後も一層連携が深められるよう、連絡協議会の内容等の充実を図ってまいります。</p>
3	<p>教職員が多様性を認め、枠からはみ出る（指導に従わないだけでなく、本人の特性や性格、文化的違い等によるものを含む）生徒に対して、多様性を認め人権を尊重する指導をしなければいじめをなくすことができないのではないかと。いじめは決して子ども同士の問題ではなく、教職員の考え方が土壌にある。</p> <p>いじめの防止等に関する基本的な考えの中での「いじめの防止」に教職員に対する多様性の教育（研修）指導の実施を項目に追加することを希望する。</p>	<p>御意見のとおり、いじめ防止等の取組においては、子どもの人権意識を高めることが重要であるとともに、指導する教職員の人権意識を高めていくことが必要です。</p> <p>15頁「(3)ア(イ)豊かな情操を育み、人権意識や規範意識を高める指導」の記載内容に「校内研修等を通して教職員一人ひとりの人権意識を高めるとともに」を加えるとともに、15頁「(3)ア(オ)児童・生徒と教職員の信頼関係の構築」の記載内容に「③児童・生徒の多様性を認め一人ひとりを尊重する指導」を加え、教員の人権尊重の理念を理解した指導の充実を図ってまいります。</p>
4	<p>いじめは加害児童・生徒への対応が重要と考えられる。教職員の指導及び家庭での指導・監護がうまく行き届いていないから加害行為があると考え。加害側の子供のケアを重点的にしないと同じことの繰り返しになる。</p> <p>重大事態につながらないための対応の中に、重大事態かどうかに関わらず、「スクールカウンセラーが必要であると判断した場合、東京西法務少年支援センターでの面接を実施する」を追加してほしい。</p>	<p>御意見のとおり、いじめへの対応において、加害児童・生徒への対応・支援は重要です。基本的な方針の20頁「ウ重大事態につながらないための対応」では、加害児童・生徒への対応として、「スクールカウンセラーや関係機関と連携した福祉的な支援を行う」としています。児童・生徒の状況やいじめの事案に応じて、適切に関係機関との連携を図ってまいります。</p>
5	<p>昔はすべての子どもが大人とつながって、自然に交流していたが、今はそれが無い。子どもと大人のつながりは必要なことである。</p>	<p>全ての大人が子どものために連携し、子どもの健やかな成長に携わっていくという「いじめを許さないまち八王子条例」の理念に基づいて、取組を進めてまいります。</p>
6	<p>大人が子どもの手本になるような、善悪の判断ができることが必要である。</p>	<p>基本的な方針でも、大人に役割と責任があることを明記しております。(2頁I-1いじめの防止等の対策に関する基本理念)</p>
7	<p>インターネットを通じて行われるいじめ</p>	<p>子どもの情報モラルや情報活用能力を高めら</p>

	への対応は、大人がコンピュータについての基本的な知識、利益・不利益を学ぶ必要がある。	れるよう、情報機器会社等とも連携したメディアリテラシー教育の充実を図っています。また、保護者向けの講習会の実施や学校便り等での情報発信など、保護者に対する啓発にも取り組んでいるところです。
8	子どもに学問の面白さを自然に学ばせるプロセスがあれば、いじめはなくなる。	教員の授業力の一層の向上に向け、教員研修等を実施しています。今後も子どもたちの主体的に学ぶ態度を育めるように取組を進めてまいります。
9	いじめは「大人」「教育」「環境」の悪さから起こる。	全ての大人が子どものために連携し、子どもの健やかな成長に携わっていくという「いじめを許さないまち八王子条例」の理念に基づいて、子どもが安心して教育を受けられる環境を整備してまいります。
10	<p>人には個性があり、勉強やスポーツには得意な人、不得意な人がいる。明るい人、活発な人、静かな人がいる。その中で、先生も積極的な人に向いてしまうことが多い。そこで、機会あるごとに真剣に人権の話をしてほしい。</p> <p>この世に命を授かったことがいかに大切か、一回しかない命がいかに大切かを子どもたちに真剣に考えさせてほしい。そして、命をいただいた有難さに感謝する気持ちをもつことを考えてほしい。</p>	八王子市では、学校、保護者、地域が命の大切さについてそれぞれが互いに考えることを目的とした、「八王子市いのちの大切を共に考える日」の取組など、子どもたちが命の大切さを考える授業や人権意識を高める取組を進めています。基本方針の中でも、15頁「(3)ア(イ)豊かな情操を育み、人権意識や規範意識を高める指導」の中で、人権意識や規範意識を高める取組を行うことを明記しております。今後も子どもが命の大切さを考えることができる取組を進めてまいります。
11	<p>大人は、いじめが起こらない環境づくりに努めるとあるが、大人の社会でもいじめがあり、大人がどのような環境づくりの行動をするのかが、所々に記載がある。</p> <p>子どもは大人の背中を見て育つと言われているが、子どもが大人の真似をしていじめをしていると思われる。</p> <p>大人社会のいじめを無くすことが子ども達へもつながると思うため、「大人が行動する部分」もまとめた方がよいと思う。</p>	「いじめを許さないまち八王子条例」に示されている大人の責務と役割を踏まえ、市、教育委員会、学校、保護者、地域など、それぞれの立場が果たすべき責務と役割を基本的な方針にも記載しています。
12	全般に「いじめ」という用語を市及び市の関わる教育現場より廃止することを提案する。	3頁「3いじめの理解」に示されているように、いじめの行為や態様によっては、いじめではなく犯罪行為として取り扱われるものもあり

	<p>「いじめ」と称される事柄の多くが犯罪行為である。刑法に反することは正しくないと子どもでも理解はするが、「いじめ」となると犯罪ではないという間違った認識をしがちである。</p> <p>語意としても「いじめ」は抽象的であり、行われた事実をぼかしてしまうため、当事者や第三者も事態を軽視してしまう恐れがある。発生した事案の重大性をおとなから子どもまで正しく認知し、行ってはならないことを現に認識し是正する考えをもつことが必要と考える。</p> <p>根本的に必要なのは「いじめ」で総称される犯罪行為が、子ども達自身で歯止めをきかせず実施されてしまうことであり、その後のケアの手法などの前に徹底して行うべきこと、すなわち源流側での防止策が根本的に必要と考える。間違った考えを持つ子を早期に見いだし、よくない点を本人にじっくり理解してもらうことが必要と考える。</p>	<p>ます。犯罪行為に該当するかどうかに関わらず、大人も子どももいじめが重大な人権侵害であるということを理解し、いじめの定義に沿っていじめを正しく認知して適切に対応できるよう、基本的な方針に示されている内容を踏まえて、引き続き取り組んでまいります。</p>
1 3	<p>いじめ問題に対応するための視点にある、「児童・生徒が主体的にいじめについて考え、行動する機会の設定」の「児童・生徒」を「すべての関係者」としてほしい。</p>	<p>御意見のように、児童・生徒だけでなく、すべての関係者が主体的にいじめについて考え、行動することは大切なことと考えます。11 頁「(8) 保護者や地域等への働きかけ」にあるように、保護者や地域への啓発等を通して、すべての関係者がいじめについて主体的に考え、行動する機会を設定してまいります。</p>
1 4	<p>デジタル化、社会構造の指数関数的な変化が進む現代社会で生き抜く基礎能力も育むことも大切と考える。そのため、学びの場、コーチングなど、最新の知識を取り入れた仕組みの構築、指導をお願いしたい。</p>	<p>教員が最新の知見に基づいた指導等を行えるような教員研修等の機会を設けることは必要です。10 頁「(6) 教員研修の充実」の記載内容に「最新の知見や教育課題に基づく」という表現を加え、最新の知見を活かすとともに、事例に応じた具体的なテーマを設定した研修の実施など、教員研修の充実を図ってまいります。</p>
1 5	<p>いじめへの対応においては、被害児童・生徒の立場に立って対応することが当然である。教育委員会が、被害者の立場に立ち、学</p>	<p>基本的な方針の 2 頁「2 いじめの定義」でも、いじめの認知においては、いじめられた児童・生徒の立場に立って対応することが明記され</p>

	校よりも権限をもつことが大事である。基本的な方針の根本的思考を変えることが八王子市教育委員会には必要である。	ています。いじめが発生した場合の対応においては、教育委員会は指導主事等を学校に派遣するなど学校を支援・指導し、学校と連携して対応していくことが、10頁「ウ早期対応」に示されています。
16	継続されているいじめ問題の記録は、期限を付けずにすべて記録するように改善をお願いしたい。	記録については、学校で行った全てのアンケート結果等の児童・生徒が記入した用紙は、卒業の年度末から3年間保存することになっています。教育委員会においては、所管課の文書管理規定に基づいて保存期間を定めています。
17	いじめに関する記録を確実にしてほしい。	記録の重要性、記録文書の保管等については、いじめ防止等に関する市立学校の全教員を対象にした教員研修等において確認しています。
18	「イジメ」を先生、学校、教育委員会がしっかり守ってくれるものだと、子どもは当たり前信じ切っています。もし、「イジメ」から子どもを守ることを大人がしなければ、子どもの心に大きな傷を残すことになります。心の傷を安易に考えないでください。	「いじめを許さないまち八王子条例」に基づき、基本的な方針2頁「I-1 いじめの防止等の対策に関する基本理念」において、全ての児童・生徒が安全に安心して学校生活を送ることができるように、いじめの防止等に向けた積極的な行動をとることを基本理念としています。
19	学校や教育委員会は、関係児童・生徒及びその保護者に対して、情報を隠蔽せず提供して欲しい。	いじめへの対応においては、保護者との連携が不可欠です。そのためには、19頁「いじめの程度に応じた対応」にあるように、学校は保護者に対しては、軽微な事例についても必ず連絡し、学校としての対応を伝えることが大切であると考えます。引き続き、学校が保護者と連携しながらいじめへの対応を進めていけるよう指導・助言してまいります。
20	学校組織は、閉鎖的で社会性に乏しい組織です。相手は子どもなのでいくらでも隠蔽ができます。イジメを助長しているにも関わらず、副校長や校長に昇格できるのは、学校や子どもを守るための危機管理としてはありえません。これを阻止できる抜本的な改革が必要です。未来の子どもを救うために、教育委員会は責任をもって仕事をして下さい。	学校がいじめに適切に対応し、全ての子どもたちが安心して学校生活を送ることができるように、基本的な方針に基づいて、教育委員会として働き掛けてまいります。

2 1	<p>子どもの安心安全連絡協議会やいじめ問題対策委員会、いじめ問題調査委員会などの機関を作っても、中身が形式的なものなりはしないか。そうならず、本当に子どものことを考える機関になる方法を考えていただきたい。これらの機関に関して、学校運営協議会、主任児童委員、民生・児童委員には積極的な役割分担を求められていないが、何かしらの形で関りを求められた時に、その務めを果たせばよいと理解する。</p>	<p>御意見のとおり、既に設置されている機関が、いじめへの対応に実効的な役割を果たすことが必要です。今後も、いじめ対応に係る各機関が十分に機能するよう、運営方法や内容を適宜見直してまいります。</p>
-----	--	--